

令和6年度障がい者就労アセスメント体制強化事業委託業務プロポーザル公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年2月16日

長野県健康福祉部障がい者支援課長

1 業務の概要

（1）業務名

令和6年度障がい者就労アセスメント体制強化事業

（2）業務の目的

障がい者就労アセスメント体制強化事業（以下「本事業」という。）は、働く意欲のある障がい者に対し、その特性・能力を活かすことができる最も適切な「働く場」への円滑な移行を支援するため、アセスメント支援員による障害福祉サービス事業所職員へのアセスメント技法の指導及びセミナー開催により支援者の資質向上を図り、就労アセスメント体制の強化を目指す。

（3）業務内容

受託者及びアセスメント支援員は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 障害福祉サービス事業所の職員（支援者）支援

障害福祉サービス事業所からの要請に基づき、当該事業所の職員に対して、就労アセスメントの技法を実地で指導する。

イ セミナーの開催

障害福祉サービス事業所の職員を対象に、アセスメント技法を含む一般就労移行に必要な支援、関係機関との連携方法、企業が求める能力、就職後のフォロー等について学ぶためのセミナーを開催する。

（4）仕様等

別添「令和6年度障がい者就労アセスメント体制強化事業仕様書（案）」のとおり。

（仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容等をふまえて契約当事者間の協議に基づき変更する可能性がありますので、御了承ください。契約後の仕様変更については、その都度委託者から協議します。）

（5）履行期間又は履行期限

契約締結の日から令和7年3月31日

（6）費用の上限額

1,514,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人であること。
- (7) 長野県が実施する公募型プロポーザルに関する審査、打ち合わせに参加できる者であること。
- (8) 長野県内に本店を有していること。
- (9) 職場適応援助者養成研修修了者又は障がい者の就労支援について3年以上の実務経験を有する者をアセスメント支援員として配置できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 提出書類
 - ①参加申込書（様式第3号）
 - ②参加要件具備説明書類総括書及び総括書に添付すべき書類（様式第3号の附表及び誓約書）
- (2) 提出期限 **令和6年2月26日（月）**（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は午前9時から午後5時まで。それ以外の場合は午後5時まで。）
- (3) 提出方法
長野県健康福祉部障がい者支援課に持参、郵送又はメールとします。
（提出先は下記11を参照。郵送又はメールで提出した場合は電話で到達確認をお願いします。）
- (4) 応募資格要件の審査
 - ①提出された参加申込書、参加要件具備説明書類総括書及び総括書に添付すべき書類に基づき、応募資格要件の審査を行います。
 - ②必要に応じて、参加申込書提出者に対しヒアリングを行います。
- (5) 応募資格要件を満たさない者に対する理由の説明
 - ①参加申込書提出者のうち、応募資格要件に該当しなかった者（以下「非該当者」という。）に対してのみ、令和6年3月11日（月）までに非該当理由を書面により障がい者支援課長から通知します。
 - ②非該当者は、上記①の通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により障がい者支援課長に対して非該当理由について説

明を求めることができます。

- ③非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

4 応募に関する質問

応募に関する質疑については、下記により受け付けます。

- (1) 受付期限 **令和6年3月7日(木) 正午まで**（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (2) 受付時間 公告の日以降の午前9時から午後5時まで。（3月7日のみ正午まで）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより長野県健康福祉部障がい者支援課（下記11参照）まで送付してください。なお、提出した場合は、必要に応じて到達の確認を電話にて行ってください。
- (4) 回答方法 質問者にメールにて回答します。また、障がい者支援課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、随時長野県公式ホームページで公表します。ただし、選定審査に関する質問には回答できません。

5 説明会

説明会は開催しません。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書（様式第8号）
 - ②令和6年度障がい者就労アセスメント体制強化事業委託業務企画提案書（様式第8号の附表1）
 - ③障がい者就労アセスメント体制強化事業経費計画書（様式第8号の附表2）
 - ④法人又は事業所の概要がわかる資料（パンフレット等）
- (2) 提出部数 6部（原本1部、コピー5部）
- (3) 提出期限 **令和6年3月14日(木) 正午(必着)**（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし、3月14日のみ正午まで。）
- (4) 提出方法 持参、郵送又はメールとします。
（提出先は下記11を参照。なお、郵送又はメールの場合は、電話で到達確認をお願いします。）

7 企画提案の選定

企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、下記（2）の選定基準に基づき評価の上、合計点が最高点となった者を選定します。ただし、評価の合計点数が評価構成員の数に30を乗じた数に満たない場合は、選定しません。

- (1) 評価対象
提出書類を評価の対象とします。また、2者以上の応募があった場合はプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- (2) 評価基準
別添、令和6年度障がい者就労アセスメント体制強化事業企画提案評価基準表（様式第9号）

のとおりです。

(3) プレゼンテーションの実施日時及び場所

2者以上の応募があった場合はプレゼンテーションを開催しますので、開催日、開催場所、開催時間等については障がい者支援課から対象者に対して連絡します。

(4) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

①企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により障がい者支援課長から通知します。

②上記①以外の者に対して選定されなかった旨及び選定されなかった理由を見積業者非選定通知書により障がい者支援課長から通知します。

③見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、障がい者支援課において閲覧に供します。

(5) 非選定理由に関する事項

①上記(4)②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により障がい者支援課長に対して非選定理由について説明を求められます。

②非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③非選定理由の説明請求は、郵送又は持参により障がい者支援課まで提出してください。

（提出先は下記11を参照。なお、郵送の場合は、必要に応じて電話で到達確認をお願いします。）

8 契約書（案）

別添契約書（案）のとおり。

（契約書（案）の内容は現時点での予定であり、契約にあたって、当事者間の協議に基づき変更される場合がありますので、御了承ください。）

9 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内

（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）を障がい者支援課長に提出するものとします。

（提出先は下記11を参照。なお、郵送又はメールの場合は、必要に応じて電話で到達確認をお願いします。）

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積りは無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積りを辞退しようとするときは、理由を示した辞退届（様式任意）を提出してください。

(4) 見積りを辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

10 その他留意事項

(1) 企画提案書は複数提出することはできません。

- (2) 提出された企画提案書の内容は変更することができません。
- (3) 提出された企画提案書その他添付書類は返却しません。
- (4) 企画提案書その他添付書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- (6) 参加申込書及び企画提案書並びにその他の添付書類に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、選定後であっても失格とします。
- (7) 最終的な事業者の決定は、本事業に係る予算が議会で議決され、令和6年4月1日以降で当該予算の執行が可能になったときとしますので、御了承の上、参加申込みをしてください（議決されなかった場合は本事業を実施しません）。

11 各書類の提出先、問合せ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2（長野県庁4階）

長野県健康福祉部障がい者支援課共生社会推進係（担当）伊達

電 話 026-235-7105

F A X 026-234-2369

E-mail fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp